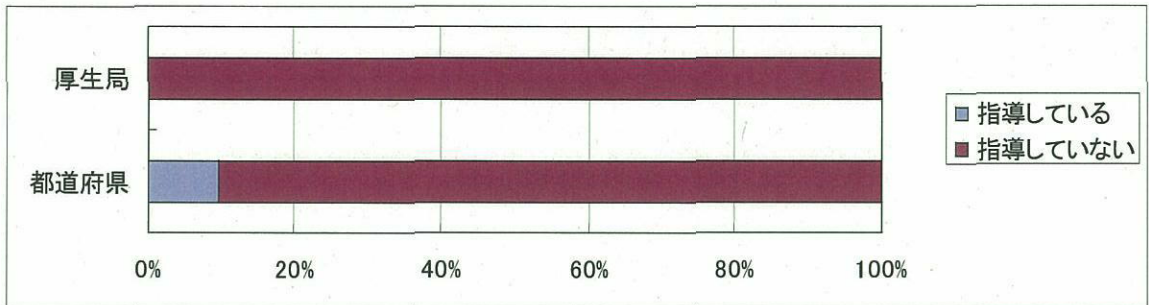


(2) 理容所及び美容所での指導状況

ア 1人の理容師又は美容師に指導される実務実習生数

(ア) 実務実習生数に関する指導状況

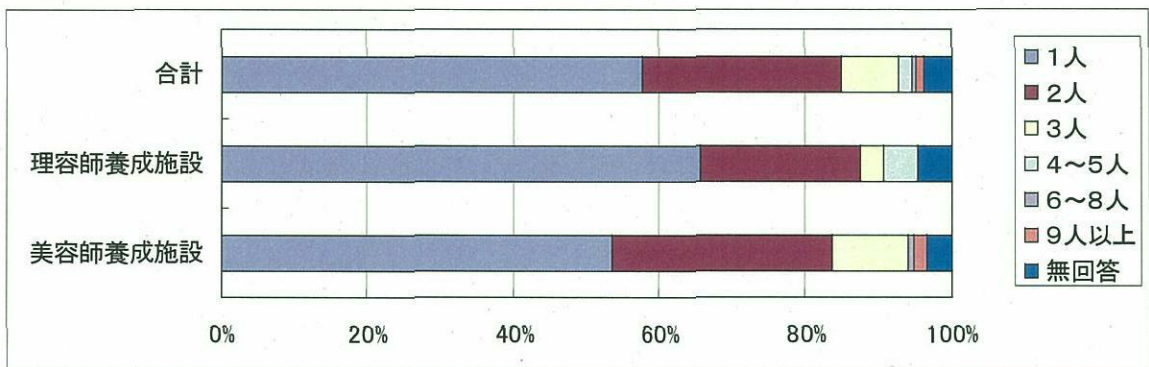
1人の理容師又は美容師が指導する「実務実習生の数について指導を行っている」厚生局は0件(0.0%)、都道府県は2件(9.5%)となっている。  
 なお、指導を行っている2県では、「1人」又は「2人」とするよう指導している。



(イ) 理容師又は美容師の指導状況

① 養成施設の状況

1人の理容師又は美容師に指導される実務実習生数について、「1人」が104件(57.8%)、「2人」が49件(27.2%)、「3人」が14件(7.8%)となっている。



② 理容所・美容所の状況

1人の理容師又は美容師が指導する実務実習生数について、「1人」が196件(56.3%)、「2人」が96件(27.6%)、「3人」が11件(3.2%)、「4~5人」が8件(2.3%)となっている。

